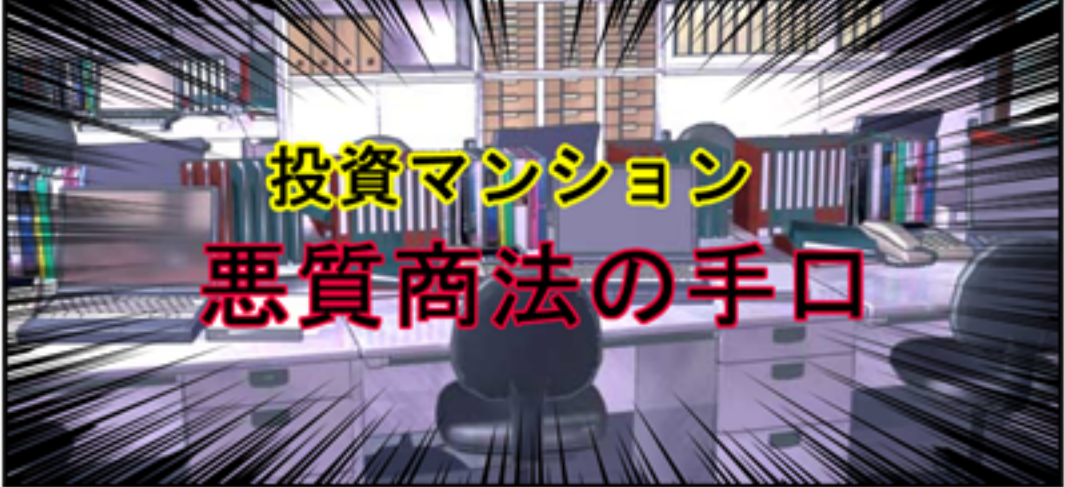




投資マンション 悪質商法の手口



それは
いつも通りに
会社に出勤した後に
起こった・・・





この度は「節税」についての
御提案がありまして
ご連絡いたしました。



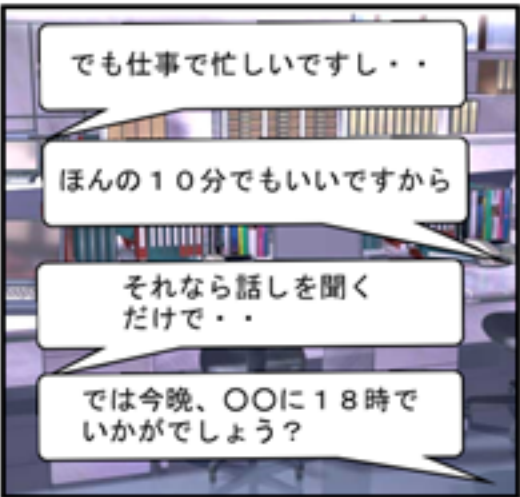
私、悪徳トラストの
剛田といいます。



会社員の方にも
とても良い「御提案」
なんです。
一度「お話しだけ」でも
よろしいですか？



「節税」ですか？
私には関係ないような
気がします。が・・・

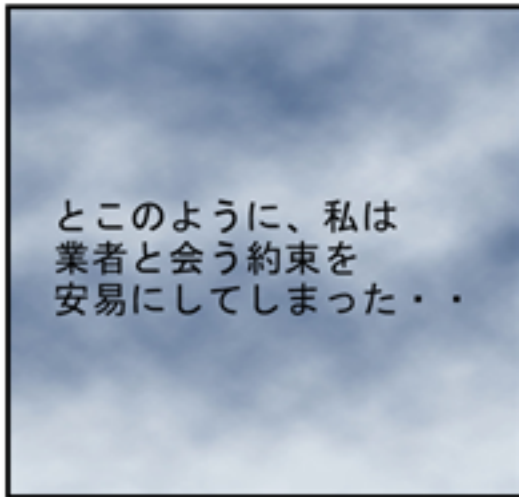


でも仕事で忙しいですし・・・

ほんの10分でもいいですから

それなら話を聞く
だけで・・・

では今晚、〇〇に18時で
いかがでしょうか？



とこのように、私は
業者と会う約束を
安易にしてしまった・・・



本日は、「節税」の話しでご提案なのは投資マンションの件です。
退職後の年金のようなものとして運用することも可能です。

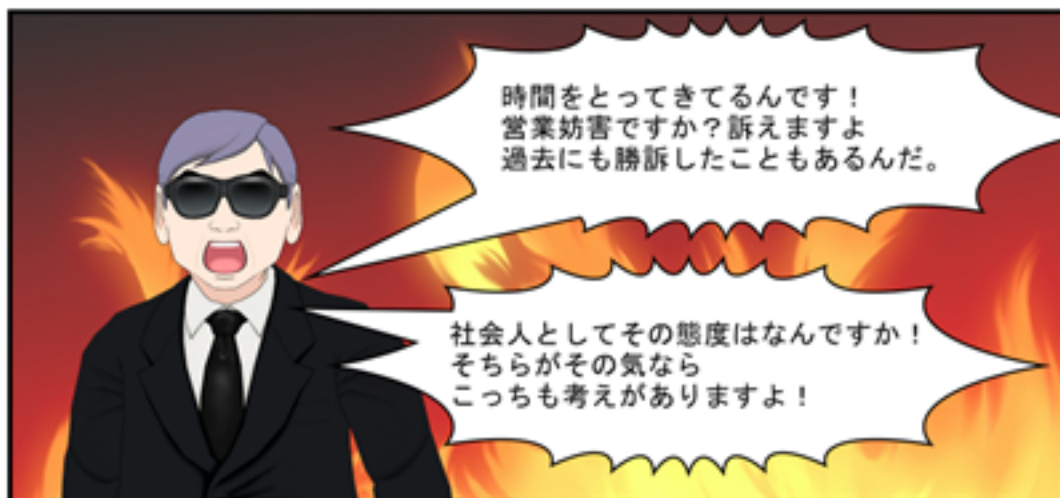
利回りはこのようなもので、節税額は・・・・
サブリースで当社が借り上げますので心配いりません。

初期費用もかかりません。
節税と将来の年金と一緒に手に入るようなものです。

この物件は、駅近ですし、条件も最高の物件です。
今しかこの条件でお出しすることはできません。

いかがですか？
検討の余地はないと思います。
間違いのない物件ですよ！！

月々の支払いもサブリースで賄えます。
メリットはあってもデメリットはありません！



あわわ・・
どうしよう?!
訴えるだって・・



まあ
解ってくれば
いいんです。



話だけとか
すみませんでした。



それでは、メリットはご理解いただけましたね?
契約は、別のものが来て説明しますので、明日また18時に
ここで待ち合わせしましょう。





契約書もこの欄に
署名捺印をしてください。

最後にこの確認書
にもサインを行ってください。

契約書は会社の代表印を
押すので一旦預ります。

引渡の際に契約書は
お渡しますね。
手付もなければ後日分割で。







NHKやテレビ朝日、TBS
にも出ている人なのか。
TBSのマンション事例なんか
僕と同じだ。

投資マンション

マンション/悪質の悪質事例

Online
24 HOURS

無料相談



自分の投資型にしたいマンションの
心の中を覗いてみます。
お気に入りや希望のマンションが
見つかるかもしれません。その時にどう
すればいいのかわかるかも?

このページでは悪質の悪質事例を紹介しています。ご自分のワー
クに照らしてご参考にしてください。そしてご自分のマンションを
購入する際には、必ずしも悪質でないマンションを選んでください。その
ためにこのページは、悪質の悪質事例を紹介しています。その時にどう
すればいいのかわかるかも?

メニュー

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例紹介

無料相談ページ

正式依頼申込

悪質事例の紹介か。
まるで自分のことのようにだ・・・

マンションの クーリングオフ



よし。決めた。
吉田さんに
助けてもらおう!
早速サイトから
依頼申込だ!

Online
24 HOURS

無料相談

Menu

- 悪質事例紹介
- 無料相談ページ
- 正式依頼申込

このページで悪質なマンション契約のクーリングオフ代行申請がで
ます。悪質事例の他に、専門的にクーリングオフについて正式依頼する

どれどれ
自分のケースはかなり悪質だ。
クーリングオフ対象になるから
解約は大丈夫！
すぐに動くことが肝心だって

あっ。
連絡が来た。
とっても早い！



今回の契約は

- 1) 売主が不動産会社であって
- 2) 自ら売主の売買契約
- 3) 営業所等以外の場所で買い受けの申込をし
- 4) クーリングオフ出来る告知を受けた日から
8日間以内
に該当します。

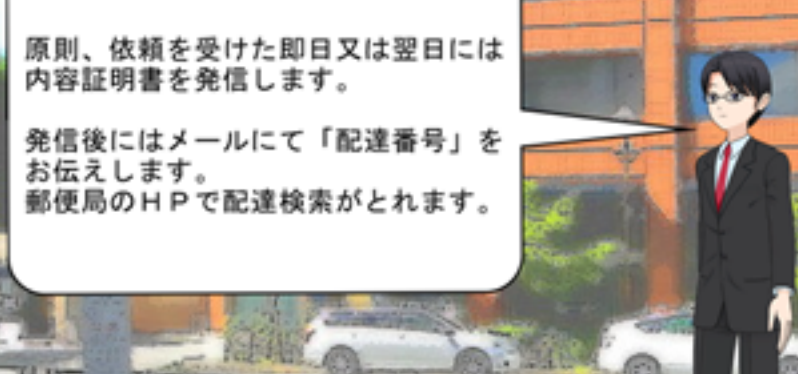
告知は、宅建業法の省令で、
「書面の交付」による方法で
行うことと定められています。
ですから、持って帰る等も
本来は認められたものでは
ないですね。

その他にも強引な迷惑勧誘行為、
断定判断提供、
手付の利益供与など問題のある
勧誘行為が多々ありますね。

非常に問題の多いケースと言えます。



それでは経緯を聞き取り
早速内容証明書の作成
発信にとりかかります。
文書には行政書士吉田安之の
名前が入ります。



原則、依頼を受けた即日又は翌日には
内容証明書を発信します。

発信後にはメールにて「配達番号」を
お伝えします。
郵便局のHPで配達検索がとれます。

A man with a receding hairline, wearing a light brown suit, white shirt, and dark tie, is shown from the chest up. He has a slightly open mouth as if speaking. A speech bubble is positioned to his right, containing Japanese text. The background is a solid light blue.

(社長) 剛田君。
この件は、専門家が
入っているから
手を引きたまえ。

くそっつ
やられたっ

